

(別 紙)

令和元年度 実地指導是正改善項目

法人名：社会福祉法人 仁摩福祉会

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>【指定訪問介護（訪問介護事業所しおさい）】</p> <p>◆文書により改善報告を求めるもの</p> <p>1. 「2人の訪問介護員等による場合」について</p> <p>本加算を算定するに当たっては、2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときに算定することができる。</p> <p>イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合</p> <p>ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合</p> <p>しかしながら、貴事業所では、2人で対応することについて利用者や家族には同意を得ていたが、訪問介護計画にその必要性等の記載が無いまま2人の訪問介護員でサービス提供が行われていたので、今後は2人で対応することの必要性を訪問介護計画に記載して利用者又は家族等の同意を得てサービスを提供すること。</p> <p>(H12 厚生省告示第19号別表1注7、老企第36号第2の2(11))</p> <p>2. 「緊急時訪問介護加算」について</p> <p>本加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の対象である旨等を記録しな</p>	<p>1. 「2人の訪問介護員等による場合」について</p> <p>今後は、2人で対応することの必要性を訪問介護計画に記載して、利用者又は家族等の同意を得てサービスを提供します。</p> <p>2. 「緊急時訪問介護加算」について</p> <p>要請のあった時間、要請の内容及び緊急時訪問介護加算の対象である旨を記録する用紙</p>

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>ればならない。</p> <p>しかしながら、貴事業所では、要請のあった時間、要請の内容及び緊急時訪問介護加算の対象である旨が記録されていないものが見受けられたので、記録すること。</p> <p>(H12 厚生省告示第 19 号別表 1 注 15、H12 老企第 36 号第二 2 (19))</p> <p>3. 「特定事業所加算（Ⅱ）」について</p> <p>① 本加算を算定する場合は、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等適宜報告を受け、その報告内容について、文書（電磁的記録を含む。）にて記録を保存しなければならないことが基準・要件の一つとなっている。</p> <p>しかしながら、貴事業所では、その文書等による伝達の記録がないものが見受けられたので、記録すること。</p> <p>② また、訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が 30% 以上又は介護福祉士、実務研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が 50% 以上であること、が基準・要件の一つとなっている。</p> <p>しかしながら、貴事業所では、平成 31 年 3 月時点で平成 30 年度の実績が基準に適合しているかどうかの確認がされていなかったため、所定の様式で確認の上、報告すること。なお、今後は毎年当該年度の実績が基準に適合しているかどうか確認を行い、その結果、適合していない場合は直ちに加算を取り下げること。</p> <p>(H12 厚生省告示第 19 号別表 1 注 9、H27 告示第 95 号・三、H12 老企第 36 号第二 2 (13))</p>	<p>を作成し、今後は、この用紙に記録します。</p> <p>(別紙 1)</p> <p>3. 「特定事業所加算（Ⅱ）」について</p> <p>① サービス提供責任者が当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を各自が持つタブレットに送り、各自その内容を確認した上で、サービス提供を開始。</p> <p>訪問介護員は適宜報告をし、サービス提供責任者は、その報告内容を記録します。</p> <p>② 平成 30 年度の実績が基準に適合しているか所定の様式で確認しましたので、報告致します。(別紙 2)</p>